

通信プラットフォーム研究会

これまでのプレゼンテーションに対する 追加質問等について

・ インデックス	1
・ NTTコム	4
・ ソフトバンクモバイル	5
・ JAIPA	7
・ インフォシティ	8

(インデックス) プレゼンテーションについての追加質問に対する回答

OP6 インターオペラビリティの実情

Q1: 「事前に『ステーク・ホルダー』が議論・検証する場」について、具体的なイメージは何かあるか。何をどのように議論すればよいと考えるか。

A1: 1) まず、「グローバル・スタンダードに準拠する仕様」と「キャリア独自の仕様」を明確に分けて、前者に関する実装の議論・検証を行う必要があります。

例えば携帯電話のアプリケーション・プラットフォームとして代表的な JAVA は、世界的に見れば MIDP で統一されており、基本的にどの端末、どのキャリアでも同じアプリケーションが動きます。(※端末依存・・・ディスプレイの画素数、搭載メモリー量、CPU 能力などによる制限はありますが、これは PC のアプリケーションでも同様です)

ところが日本の場合、キャリアごとに JAVA の仕様が異なるため、キャリアごとに開発しなければならないだけでなく、海外向けにも別途開発しなければならない状況にあります。キャリアが、より高機能の独自の仕組みを提供すること自体に問題は無いと考えますが、それは、一般的な「グローバル・スタンダードに準拠する仕様」も用意されたうえでのことでなければ、いわゆる「ガラパゴス」状態になってしまいます。

その他にも、海外のコンテンツ配信で主流として使われている SMS や MMS といったメール関係や DRM の仕様など、極めてベーシックなプラットフォームについて、海外との互換性の無いものが使われ、これによって端末だけでなくコンテンツについても海外進出が困難になっていたという経緯があります。

このようなグローバル・スタンダードの規格は、3GPP (及び 3GPP2)、OMA 等で、世界中のキャリア、端末/ソリューション/ソフトウェア・ベンダーが市場の拡大を目的とするインターオペラビリティの確保のために、共同で策定を行っています。日本の各社もこれに参加していますが、独自の道を歩む結果となってしまっています。

我が国において、ネット接続の携帯電話及びそのコンテンツ、サービスが発展した背景には、各キャリア単位ではありますが、個々のキャリアが、自社の仕様について強力な統一性、互換性を持たせていたことがあげられます。それぞれのキャリア内において、コンテンツ、サービスがどの端末でも同じように利用できる環境があったことは、コンテンツ、サービスの提供者にとって、ビジネス展開を行う上で極めて重要な条件(市場の大きさ、制作費の低減)であったことは間違いありません。また、利用者にとっても、同じキャリアであれば、端末を買い換えても、これまでどおりコンテンツ、サービスを継続できるため、安心して最新の端末に買い換えることが出来ました。

このことから、国際競争力を考える場合にも、同じコンテンツ、サービスが、国内外問わず、また端末やキャリアに依存せず、そのまま利用できる共通的な仕様、プラットフォームが存在することは、コンテンツ、サービスの提供者、利用者、さらには端末ベンダーにとっても重要な条件であると考えられます。つまり、グローバル・スタンダードと呼ばれ、世界各国の多くのキャリア、端末が搭載している機能は、我が国においても搭載されていなければ、競争力を発揮することが難しいといえます。

そのためには、ステーク・ホルダー(キャリア、端末ベンダー、コンテンツプロバイダー等)

が、それぞれ海外に進出し、競争力を発揮するために必要な機能やプラットフォームについて最低限何が必要か等について、早急に検討・協議することが必要であると考えます。そのさい、ステーク・ホルダーによって、必要とするものは違うため、各社の協議による優先度の検討や、実際の機能、プラットフォーム利用者による検証やユーザビリティの検討なども重要になります。

2) 今後、グローバル・スタンダード化が予想される仕様について、我が国における対応を検討する必要があります。

通信の世界では先行優位という経験則が厳然と存在しており、国際競争力を高めるためには、前述の 3GPP（及び 3GPP2）、OMA 等で検討されている次のグローバル・スタンダードにいち早く導入することも重要になります。これについても、闇雲に何でも実装ということでは、実際には利用されないような過剰な高機能化と、それにとまなうコスト高を招き、かえって競争力を失う原因になりかねません。各ステーク・ホルダーが、本当に必要とする機能、プラットフォームが何であるかを取捨選択し、我が国として何に注力するか等も協議する必要があります。

また、この協議を通じて、各社が協同して海外展開を進めるようなスキームを作ることができれば理想的ですので、戦略的な協議ができる場も必要であると考えます。

OP7 新たなビジネス・プラットフォーム

Q2：「Life Log」を優越的に収集し蓄積できる環境をオープン化して、ユーザー情報を多様な事業者が利用する場合、ユーザーの同意・理解はどのように得ていけばよいと考えるか。

OP8 IDポータビリティの考察

Q3：「ID連携の仕組みをセキュアにオープン化」する際のセキュリティの確保の方策について、何か具体的なイメージはあるか。

A2, 3：上記のふたつについては、重複、連携するところがありますので、まとめて回答させていただきます。

- ①ユーザー情報は、基本的に ID に紐づいている（ID 毎に存在している）
- ②ユーザー情報は、ID と同様にセキュアでなければならない
※セキュアである必要はないというユーザーの選択肢もありえるが、その場合は特別な配慮をする必要はないと考えられるので、この検討からははずす。
- ③ユーザーは、自分のユーザー情報を自由に閲覧、削除、変更（更新）出来なければならない
- ④ユーザーは、サービスごとに自分のユーザー情報の開示、非開示を決めることが出来る
- ⑤ユーザーが複数の ID を所有する場合において、サービスが要求しているユーザー情報がどの ID に紐づくものであるか、ユーザーに認識させなければならない

(ID と個人情報については、ユーザーにとっての必要十分条件がさらにあるものと考えられますが、) 上記のような条件を考えた場合、まず、ID 及び個人情報、さらにはサービスごとのユーザー情報の紐付きや開示状況などについて、いつでも簡単に閲覧、削除、変更などができる必要がでてきます。これを実現させる方法としては、実体としての ID

／個人情報を預ける情報バンクのような考え方と、ID や個人情報がどこで使われどのように設定されているかを記録し遠隔制御する機能だけを個人別に持つといったような考え方のふたつがあると思います。

サービス事業者による ID や個人情報の保護を前提として、セキュリティを守るべきポイントがサービス同士の間、サービスと情報バンクや制御機能との間と考えると、比較的単純化できるのではないかと考えられます。例えば、このような構図を考えた場合、サービスとサービスの間でダイレクトに情報をやり取りするのではなく、必ず情報バンクや制御機能への通知や承認が必要になりますので、その際に必然的にユーザーによる承認という手続きを介在させることが可能になります。

現在、ユーザーに対して包括的な事前承認だけでは、ユーザーにとっても全てを把握しきれず、サービス事業者としても説明手間がかかりすぎる事態になっており、両者にとって満足できる状況ではなくなっています。この事態を回避するためには、ID や個人情報を別の場所に切り離すか、ユーザーが自由にコントロールできる仕組みとするかが必要であろうと考えます。

ただし、この仕組みであっても、サービス事業者側が、確かなセキュリティと善管主義に基づいた運用が行われていることが前提になります。しかしながら、ID、個人情報の流通において、上記のような機関や仕組みが介在することで、この機関や仕組みに接続することが出来る条件を設定することにより、サービス事業者に対する認定スキーム等を導入することも可能となります。

※個人的な見解ですが、公的な ID／個人情報バンクへの一元集約は避けるべきであると考えます。ID／個人情報を預ける先に関しても、複数の選択肢があるべきであると考えます。

また、全てが、このようなフレームワークに集約しなければならないというわけではないとも考えます。ネットの特徴である匿名性を利用したサービスと、実世界での決済などと連携するようなサービスとでは、ユーザーにとっても ID や個人情報そのものの重みが全く違います。「Life Log」「ID」の取り扱いについては、上記のような仕組みの検討以外に、適応すべき範囲についても慎重に検討する必要があると考えます。

(NTTコム) プレゼンテーションについての追加質問に対する回答
OP16 更なる発展に向けて
Q1：連携化されたインタフェースの実現等のための「事業者同士の議論の場」の具体的なイメージはあるか。どのような事項を議論すればよいと考えるか。
<p>A1：具体的な議論の場は、連携することにより関係者の利害が相互にプラスに働く場であり、建設的に何かを作り上げたいと考えている人で行うのが基本と考えます。</p> <p>例えば、民主導のフォーラム的なものが考えられます(公平性担保等の意味合いで官がオブザーバ的にサポートすることは有効と考えます)。</p> <p>また、議論する事項としては、over インターネット、over NGN、固定と携帯のインタフェース等、様々なレイヤ間で同期が行え、連携可能なものとするのが重要であると考えます。</p> <p>これらにより様々なプレーヤーが様々なサービスを提供することが可能となり、利用者利便の向上にもつながります。</p>
Q2：今後、NGNの機能を活用したサービス提供も広がっていくと思うが、NGN上のプラットフォーム機能の在り方について、どのような点が重要と考えるか。
<p>A2：従来と同じく NGN においても、事業者が市場環境に応じて種々の提供形態を選択可能であり、様々なサービス提供が可能となるのが重要であると考えます。</p>

(ソフトバンクモバイル) プレゼンテーションについての追加質問に対する回答
OP13 ビジネスモデルの多様化に向けて
<p>Q1: 「発生し得る社会問題の予見と事前防御策の検討が可能な官民の連携スキームの確立」について、具体的に、どのような事項について、どのように検討するイメージなのか。予見性を重視した場合、過剰な規制につながる可能性はないか。</p>
<p>A1: 弊社が説明した「発生し得る社会問題の予見と事前防御策の検討」ですが、一例として、複数事業者間における各種個人情報の受け渡し等において生じるセキュリティやプライバシー保護の在り方に関する検討を想定しています。個人情報の漏洩や目的外利用といった事態は、実態上、回復不能であり、結果生じる社会的損害も甚大であることに鑑み、一定の予見的対応に正当性があるものと考えます。</p> <p>こうした検討については、基本的に民間主導で、ビジネスの個別具体的な実態を反映した影響分析に基づく議論を行うことで対応可能と考えていますが、行政には既存の法制度や関連するガイドラインの解釈等を中心にこうした民間の協議をサポートして頂くという形態が望ましいと考えます。</p> <p>また、こうした協議の結果、策定される事前のルールやスキームは、利用者が不利益を被るものであったり、新規参入を阻害するものであるべきでなく、あくまで、利用者保護に主眼を置いた最低限のレベルにとどめるべきと考えます。</p>
OP15 まとめ
<p>Q2: ①メールアドレスの連携、②コンテンツの連携を進めようとする場合、どのようなプロセスで検討を進めていくことが適当と考えるか。</p>
<p>A2: 関係事業者等によるオープンな議論の場を設けた上で、まずは共通的に検討すべき範囲を特定することが必要と考えます。プレゼンでも述べたとおり、基本的には、メールアドレス等にかかる利用者ニーズ（どのような連携を利用者は望むのか）について検討を深め、あるべき連携の在り方を整理した上、より具体的な仕様面、運用面等の議論がなされるべきと考えます。</p> <p>過去の事例では、携帯電話のナンバーポータビリティ（MNP）の検討において、まず、勉強会や研究会等のオープンな形式で利用者ニーズや効用、社会経済性等に関する議論がなされ、連携の在り方が検討された後、詳細な実現方式等については関係事業者による合同の検討会等にて調整がなされています。複数の事業者間の連携の在り方を検討する際には、このようなスキームを参考にすることも可能であると考えます。</p> <p><MNP検討の例（詳細）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「携帯電話のポータビリティに関する勉強会（平成14年6月）」 ⇒事業者、メーカ、総務省等により、実現方式、試算に必要な技術的調査等を実施 ・「事業者及び総務省による利用者ニーズの詳細調査（平成14年度及び15年度（事業者は15年度のみ）」 ・「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会（平成15年11月）」 ⇒事業者、有識者、総務省等により、導入是非を含めた詳細検討

- ・「導入検討会（平成16年5月）」
⇒事業者による詳細な技術・精算方式や制度面の検討

OP15 まとめ

Q3：①メールアドレスの連携、②コンテンツの連携以外のプラットフォーム機能の連携についてはどう考えるか。例えば、公式サイトのみ携帯電話事業者が回収代行を行うという携帯電話の課金機能の現状に対してはどう考えるか。

A3：メールアドレスやコンテンツ以外についても利用者ニーズの高い領域から連携を図ることは有効であり、まずはそれら機能を特定した上で、具体的な連携の在り方について検討を行うべきと考えます。

なお、サイトの取り扱いについては、公序良俗等に照らし、コンテンツの信用性、社会性等を勘案した一定の基準を設け、当該基準を満たしたサイトに関し、いわゆる「公式サイト」として扱い、回収代行も請け負うこととしています。これらの基準は、消費者保護や消費者利便の向上等に配慮して設定しているものであり、差別的意図によるものではありません。

(J A I P A) プレゼンテーションについての追加質問に対する回答

OP15 結論

Q：標準化する部分と自由競争に任せる部分の切り分けが重要」とあるが、両者の切り分けは、どのような基準に基づいて行われるべきと考えるか。

A：・インフラとしてインターフェースを共通化すべき部分については標準化が必要と考えます。

- ・特にインフラ事業者が上位レイヤーに対し支配的影響力を及ぼす懸念のある部分については、インフラ事業者が自社で提供している条件と同じ条件で利用できるようプロトコルやインターフェースの技術的条件等の標準化は重要と考えます。
- ・しかし、事業者が創意工夫によって新規事業やサービスなどを作り出すことができるよう、上記の懸念がある部分以外は基本的に自由競争に委ねるべきと考えます。

(インフォシティ) プレゼンテーションについての追加質問に対する回答
OP7 通信プラットフォーム機能について
Q1：通信事業者が提供することに経済的優位性がある機能」として、具体的にどのような機能が考えられるか。
<p>A1：P7に通信プラットフォーム機能の例として、情報提供機能（プレゼンス情報など）、各種制御機能（QoS制御など）、各種認証機能（アクセス認証など）を挙げましたが、これらの多くは「通信事業者でなければ提供できない機能」だと考えております。</p> <p>次に「通信事業者が提供することに経済的優位性がある機能」と記述しましたが、技術的・理論的には通信事業者以外の事業者でも開発・提供が可能であるものの、実際にはコスト競争力などの面でリアリティがないものと捉えており、事実上「通信事業者でなければ提供できない機能」に近いものだと考えていただいていいと思います。</p> <p>例えば、リアルタイムでユーザの位置情報を把握し、提供するような機能を想定した場合、技術的には機器メーカーとサービス事業者の連携などで実現可能だと考えられますが、通信事業者がプラットフォーム機能として実現するケースと比較して、その実現コストや汎用性・提供範囲などについて競争力を持ち得ないと思います。</p>
OP10 安心と利便性の両立
Q2：「ユーザ利用促進基準」には、具体的にはどのような事項を盛り込むべきと考えるか。
<p>A2：本来は「ユーザ利用安全基準」としても同義ですが、あえて「ユーザ利用促進基準」としているのは、事業者が消費者保護を気にするあまり、コンプライアンス面などから事業者自身の保身に傾斜してしまい、結果として本来ユーザが望む利便性などに対する要求に応えられないという事態を回避するためです。</p> <p>したがって、「ユーザ利用促進基準」を想定する場合には、まず大きく変化するユーザ像を的確に捉えることを前提とし、少なくとも「ユーザに対して可能な限り多くの選択権を与えること」を義務づけるような項目を検討すべきだと考えます。</p>